

小規模企業振興に係る基本法の制定に関する意見書（案）

平成２２年６月に閣議決定された中小企業憲章によると、中小企業は経済を牽引する力であり、社会の主役であると位置付け、中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気付けるとしている。とりわけ、小規模企業は、企業数の約９割を、また従業者数でも約２割を占め、我が国の経済を下支えしてきた。

東京の中小企業は、製造業、商店街、建設業など、軒並み衰退の一途をたどってきている。「平成２４年度東京の中小企業の現状（製造業編）」による中小製造業の経営実態は、従業者規模は３０人未満が９割を占め、３年前と比較した年間売上高が増収の企業は１３．９%にとどまり、約７割が減収となっている。また、平成１１年からの１０年間、小規模企業の減少は中小企業減少数の８８%を占め、起業数を大きく上回っている現状にある。

政府は、平成１１年に「中小企業基本法」を改正し、意欲ある企業や中小企業への支援を強めてきたが、為替相場の変動の影響を大きく受けている小規模企業に対する支援は、融資などの対策にとどまっている。今こそ、小規模企業の振興に係る総合的な施策を推進するための法整備を行い、日本経済を支える小規模企業への支援を拡充することが求められている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、早急に、小規模企業振興に係る基本法を制定するよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年３月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
経済産業大臣		